

令和3年12月20日

山口市議会議長 伊藤 斉 様

議会運営委員長 重見 秀和

議会改革に関する検討結果について（答申②）

令和元年11月1日付け及び令和2年6月8日付け並びに令和2年7月7日付けで議長から諮問のありました山口市議会改革に関する事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申を行う諮問事項

各会派から提案された議会活動の充実強化のための改革に関する事項の中で、議長が必要と認めた事項（18項目）のうちの以下の16項目

諮問事項1

本会議における委員長報告の充実について

諮問事項2

会議におけるスクリーンとプロジェクターの導入

諮問事項3

議会におけるバリアフリーについて

諮問事項5

本会議における一般質問の改善

諮問事項6

質問時間

諮問事項7

質問回数

諮問事項 8

常任委員会

諮問事項 10

施策の充実強化（要望書の提案・提出の促進）

諮問事項 11

陳情の取り扱い

諮問事項 12

闊達な自由討議

諮問事項 13

委員会補助資料の公開

諮問事項 14

傍聴者への資料提供

諮問事項 15

委員会会議録、ネット中継

諮問事項 16

決算審査日程

諮問事項 17

文書質問

諮問事項 18

討論

2 答申内容

別添のとおり

諮問事項1	本会議における委員長報告の充実
提案趣旨等	本会議における委員長報告の充実を図ってはどうか。
答申内容	<p>本会議における委員長報告については、議会運営等に関する申し合わせ事項において、委員長報告の内容は「簡潔な報告を行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる事項については、その審査内容と経過を報告するものとする。」と定めていることから、各常任委員会において会議の中で諮った上で、議案の審査結果のみの報告としていることが多い状況である。</p> <p>本会議における委員長報告については、申し合わせ事項に定めているただし書きの部分を活用し、必要がある場合には充実させることができることが確認された。</p> <p>今後、必要に応じ委員長報告を充実させるに当たっては、会議規則等の既存の規定に基づく議会手続との整理が必要であることから、具体的な進め方などについて、議会運営委員会で検討していくことが適当であるとの結論に至った。</p>
附帯意見等	

<p>諮問事項2</p>	<p>会議におけるスクリーンとプロジェクターの導入</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>本会議及び委員会において、スクリーンとプロジェクターを導入し、プレゼンテーション形式での質問及び答弁を行うことができるようにする。</p>
<p>答申内容</p>	<p>一般質問・質疑の際に使用される補助資料（パネル）については、議場内のカメラで映し、議場の両サイドや傍聴席に設置されているモニターに表示しているが、パネルを拡大して映しているため、傍聴者やインターネット録画中継の視聴者に見えにくいものとなっている。</p> <p>こうしたことから、新本庁舎が完成するまでの間においても、現議場でできることを進めるため議論をしてきた。</p> <p>現在の議場において、市民に分かりやすい資料の表示を考える中で、タブレット端末を活用した資料の表示を試行的に実施してきたが、本市議会において、補助資料やモニターに資料を映し出すこと等についての基準が定められていない状況であったことから、パネル等の使用に関する取扱基準を定め、令和3年9月定例会から運用を開始している。</p> <p>また、タブレット端末を活用し、タブレット端末内の資料をモニターに映し出すことにより、傍聴者や視聴者にも分かりやすく、見えやすい資料になるとともに、積極的に議員が資料を活用することができる環境を整備してきた。</p> <p>今後、活用していく中で課題等が生じた場合には、検証や取扱基準の見直しを行うなど、必要に応じて議会運営委員会において協議することが適当であるとの結論に至った。</p> <p>なお、委員会への展開については、本会議での活用状況を踏まえた上で、議会運営委員会において引き続き協議していくことが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項3</p>	<p>議会のバリアフリーについて</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>コミュニケーションフリーを目指す議会も多く、山口県も手話言語条例が制定されており、本市議会においても手話通訳者の配置と要約筆記のシステム化等を提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>現状、市議会における合理的配慮の提供として、傍聴に来られた方へは、ワイヤレス補聴器の貸し出しや要約筆記者への対応、傍聴者の移動に係る介助などの取組を展開し、併せて議場における手すりの設置などの環境整備を行っている。</p> <p>手話言語条例手話言語条例が可決されたことを契機に、さまざまな場面での議会のバリアフリーについて、取組の再検証を行うとともに、今後取り組む内容については、費用面も含めて議会運営委員会で検討することが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 5 諮問事項 6 諮問事項 7</p>	<p>本会議における一般質問の改善 質問時間 質問回数</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>市民にとってわかりやすい一般質問になるように提案する。 また、言論の府の言論を保障するための質問時間の確保と、一問一答方式の充実について提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>本会議における一般質問に関する抜本的な改革の議論については、質問時間、質問回数、項目数などをまとめて協議することとし、そのうちの質問時間については、現在の議会運営委員会において協議し、その他の項目については改選後の議会運営委員会において改めて協議することを確認した。</p> <p>こうしたことから、コロナ禍における対応として、一般質問・質疑の時間を50分とする取扱いにすることとし、関係する申し合わせ事項やマニュアルの改正を行っている。また、理事者の登壇に要する時間を発言時間に含めていた取扱いについて、含めない取扱いにすることを試行的に実施していたが、本改正と併せて本格実施している。</p> <p>今後、改選後の議会運営委員会において新たに議論をはじめ、抜本的な議会改革を進めていくことが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

諮問事項 8	常任委員会
提案趣旨等	市民や職員に理解されやすい常任委員会とする。
答申内容	<p>市民などの理解がより一層深まること、また、委員会運営の円滑化を図るため、常任委員会の所管変更については、執行部の組織改編の動きと合わせ、議会運営委員会で協議していくことが適当であるとの結論に至った。</p> <p>なお、以下の項目については、これまでの経緯等を踏まえた議論の結果、現行どおりの取扱いとすることが適当であるとの結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長・副議長の常任委員会不参加（会派離脱） ・ 予算決算委員会の正副委員長の副議長・議運委員長への充て職化 ・ 一日一委員会化
附帯意見等	

<p>諮問事項 1 0 諮問事項 1 1 諮問事項 1 2</p>	<p>施策の充実強化（要望書の提案・提出の促進） 陳情の取り扱い 闊達な自由討議</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>自由討議は予算決算委員会だけではなく、議案や議案になっていない政策についても、議会の結論の形成過程を市民に見せられるよう、自由討議が活発になる仕組みを検討してはいかがか。</p> <p>要望については、自由討議を充実させていく取組のなかで、自由討議の議題の1つとして取り上げていくことを提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>現在、自由討議については、予算決算委員会において、分科会での具体的な審査の内容を全体会で報告し、それを踏まえて全体会で審査を行うという、分科会と全体会の審査の連続性を確保するといったことなどの目的で試行実施している。</p> <p>部門別常任委員会における自由討議については、予算決算委員会において試行実施している自由討議とは別の形で実施することや、実施に当たっては、部門別常任委員会において進め方の整理が必要になることが確認された。</p> <p>こうしたことから、部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設けることとし、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討することが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 1 3 諮問事項 1 4</p>	<p>委員会補助資料の公開 傍聴者への資料提供</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>委員会には傍聴者への資料がない。ホームページへの資料の即時掲載や、各委員会に3部ずつ資料を用意するなど、傍聴者が質疑の進行を理解できるようにしてはどうか。</p>
<p>答申内容</p>	<p>常任委員会での傍聴者に対しては、当該委員会に付託された議案名が記載された一覧表が資料配布されている。</p> <p>傍聴者が質疑の進行を理解することができるよう、分かりやすい委員会の運営に努める必要があることや、ペーパーレスの取組を進めている現状において、電子データを活用した資料提供について検討することが確認された。</p> <p>こうしたことから、傍聴者が審議の内容を理解することができるような委員会の運営に努めていくとともに、タブレット端末等を活用した資料提供の手法について、引き続き、議会運営委員会で検討していくことが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 1 5</p>	<p>委員会会議録、ネット中継</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>委員会議事録もパソコンで検索できるようにする。 審議内容をユーチューブで公開する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>委員会会議録の公開やネット中継については、将来的には必要であるとの認識の下で議論し、会議録の内容についての執行部との確認や要点の取り方など、これまで以上の調整作業が必要になることや、ネット中継に必要な資器材やノウハウの研究など、実施に向けての課題を整理する必要があることを確認した。</p> <p>今後は、実施に向けての諸課題の整理等も含めて、改選後の議会運営委員会において検討することが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 16</p>	<p>決算審査日程の見直し</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>決算審査日程を見直し、できるだけ早く審査を行うことで、議会意思として取りまとめた指摘事項を新年度予算編成の早い段階から反映させることも可能となることから、決算審査日程の見直しを行うことを提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>決算審査の日程については、昨年度までは会期を延長した上で、9月定例会の最終日に一般・特別会計の決算議案が追加上程され、審査を行っていたが、新年度予算編成に指摘事項の反映がされにくいものとなっていた。</p> <p>そのため、一般質問・質疑の最終日に一般・特別会計の決算議案を追加上程する日程に見直すことで、執行部の新年度予算編成の早い段階において、議会意思として取りまとめた指摘事項の報告を行うことができ、新年度予算編成及び本年度の予算執行について、決算審査の内容をより一層反映することができるような見直しを行った。</p> <p>日程の見直しを行って初めての決算審査であったことから、審査の振り返りを行い、次年度以降の決算審査日程に生かしていくとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 17</p>	<p>文書質問</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>会議を欠席しなければならない場合においても議員としての活動を保障するため、文書質問の制度化について提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>文書質問については、全国の事例では、会期中に行うもの、あるいは閉会中に行うものなど、さまざまな手法がある中で、山口市議会としての文書質問の制度化について、会議録への掲載方法、スケジュール、公表の方法などの課題があるため、その解決方法について研究を進めていくことを確認した。</p> <p>こうしたことから、他市議会の調査、情報収集を行う中で知見を深め、年度内の文書質問の制度化に向けた取組を進めていくとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 18</p>	<p>討論</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>討論に関する見解や考え方について、改めて整理するための協議の実施を提案する。</p>
<p>答申内容</p>	<p>討論とは、議会の会議において、表決の前に議題となっている案件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明するものであり、単に自己の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努めることに意義があるとされており、こうした考えに基づき、山口市議会会議規則や議会運営等に関する申し合わせ事項において、実際の運用の手續を規定している。</p> <p>こうした討論の考え方や手續などについて、共通の認識を図るため議会運営委員会において協議の場を持った。</p> <p>今後、討論に関し改めて確認すべき事項が生じた場合には、必要に応じて議会運営委員会の中で協議の場を持つことが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	